

## 常総広域障害者支援施設「常総ふれあいの杜」

### ー 身体拘束等の適正化のための指針 ー

#### 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の行動の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識（身体拘束等の適正化推進）を持ったうえで、利用者支援に努める。

#### <身体拘束等の適正化推進>

身体拘束を行う必要性を生じさせないため、以下の事に日常的に取り組む。

- ① 利用者主体の行動、尊厳ある日中活動の場に努める。
- ② 言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種連携で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げる行為は行わない。やむを得ず安全確保優先の場合は、カンファレンス等で検討。
- ⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者主体の生活・活動をしていただけるように努める。

#### 2. 身体拘束等の適正化検討委員会の設置

身体拘束等の適正化に努める観点から「身体拘束等の適正化検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、(1)～(3)についての協議・審議などを行う。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合の拘束の実施及びその見直しに関すること。
- (3) 身体拘束等が適正に行われているかを分析し、改善に努めること。

#### 3. 身体拘束等発生時の対応

- (1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、委員会の指示により、①～④の手順に沿って実施する。

- ① カンファレンスの実施
- ② 医師の意見書作成、本人や家族に対しての説明と同意書及び委員長の指示書の作成
- ③ 経過記録と再検討
- ④ 身体拘束の解除

## (2) (1) の手順に従わなかった場合の対応

事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで委員長及び担当者への報告を行う。当該報告を受けた委員長及び担当者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努め、緊急の委員会を開催して、報告内容を分析し、適正化策をまとめ再発防止に努める。

## 4. 教育の推進

利用者支援に携わる全職員に対し、利用者の権利擁護及び身体拘束等の廃止のための教育を推進する。

## 5. 当指針の公開

当事業所の身体拘束等の適正化の取り組みについては、利用者等への開示を目的として、「当指針」及び「身体拘束等の適正化検討委員会規程」を以下の手段により公開する。

- ①事業所のホームページに掲載
- ②訓練棟の掲示板に掲示

2～4項に関する詳細については、「身体拘束等の適正化検討委員会規程」に別途、定めるものとする。

## 附則

制定：令和4年4月1日

改訂：令和6年6月1日

**【参考】身体拘束の具体例**

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような いすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。